

新旧対照表

福岡県建築基準法施行条例 (昭和四十六年福岡県条例第二十九号)	
改正案	現行
<p>(劇場等の避難階段等)</p> <p>第九条 劇場等の次の各号の一に該当する階段は、施行令第二百二十二条の規定による屋外に設ける避難階段(以下「屋外避難階段」という。)又は特別避難階段としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第二百二十二条第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(自動車修理工場の防火区画)</p> <p>第十八条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、施行令第一百十一条第十八項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造つた壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。</p>	<p>(劇場等の避難階段等)</p> <p>第九条 劇場等の次の各号の一に該当する階段は、施行令第二百二十二条の規定による屋外に設ける避難階段(以下「屋外避難階段」という。)又は特別避難階段としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第二百二十二条第二項第二号並びに第三項第一号、第二号、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(自動車修理工場の防火区画)</p> <p>第十八条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、施行令第一百十一条第十七項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造つた壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。</p>